

「身近な公園の新規整備方針」 策定に向けた基本的な考え方について

平成27年度 緑の審議会 資料（第71回）

2015年（平成27年）11月5日

本日の説明内容

■ 前回審議会（8月28日）の整理

1. 方針策定の背景（おさらい）

①



諮問事項

2. 地域の核となる公園の面積

3. 地域特性に応じた公園整備

②

※進行状況により、答申素案の審議も実施します。

札幌市の公園（H27.4）

- ・公園の機能：環境保全（みどりの量）、景観、防災、レクリエーション、コミュニティ形成等
- ・都市公園の数：2,725箇所（政令市中1位）
- ・市街化区域の一人当たり都市公園面積：9.9㎡
（札幌市都市公園条例で定める標準：10㎡以上）



総量としては、一定程度の充実。しかし、問題もある。

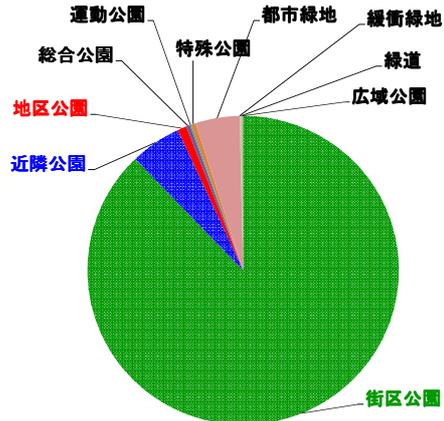
都市公園一覽

種別	種別	目的	標準面積	例
住区基幹公園	街区公園	主に公園周辺の約250m圏内の住民を対象とした公園	2,500㎡	
	近隣公園	主に公園周辺の約500m圏内の住民を対象とした公園	20,000㎡	新琴似中央公園 北園公園など
	地区公園	徒歩圏内（約1km）の住民を対象とした公園。	40,000㎡	北郷公園 吉田川公園など
都市基幹公園	総合公園	総合的に利用できる公園	100,000 ～500,000㎡	円山公園など
	運動公園	野球場、テニスコート、陸上競技場、プール等の運動施設	150,000 ～750,000㎡	手稲稻積公園 厚別公園など
特殊公園		自然環境や景観を守ったり、史跡に親しむための公園		大通公園、札幌芸術の森など
都市緑地		都市の自然環境の保全、景観向上のための緑地		茨戸川緑地 山口緑地など
緩衝緑地		大気汚染、騒音等の防止のための緑地		星観緑地
緑道		歩行者等の安心した通行、災害時の避難経路の確保	幅員10～20m	
広域公園		主に1つの市町村を超えた広域の利用を目的		道立真駒内、国営滝野すずらん

都市公園の箇所数内訳 (H27.4)

公園の種類別	箇所数	比率
街区公園	2,393	88%
近隣公園	144	5%
地区公園	26	1%
総合公園	10	6%
運動公園	4	
特殊公園	13	
都市緑地	125	
緩衝緑地	1	
緑道	7	
広域公園	2	
小計	2,725	

住区基幹公園 = 身近な公園
 街区公園 = 最も身近な公園



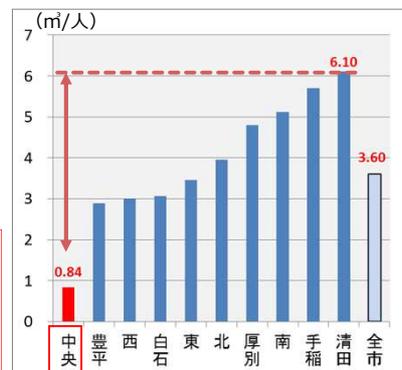
身近な公園が抱える問題

身近な公園の整備水準の地域格差

- 身近な公園を新たに整備（新規整備）する必要がある地域の存在
- 公園が少ない地域は、土地利用が高度化しており、用地取得が困難

身近な公園の中でも、最も標準面積が小さく、現実的に整備が可能と考えられる街区公園の新規整備

「身近な公園の新規整備方針」



一人あたりの住区基幹公園面積 (H27.4)

取り組むべき課題

諮問事項

課題

- ① 新規整備の**重要性が高い地域の抽出**
- ② 地域に必要な公園機能を最低限確保できる**面積の検討**
- ③ 全市的なまちづくりの方向性に即した**選択と集中型の公園づくり**
- ④ 現在の社会情勢や公園の整備状況を反映した**新たな整備方針**

2つの基本的な考え方

地域の核となる
公園の面積



地域特性に応じた
公園整備



身近な公園の**新規整備方針**

方針の2つの基本的な考え方（諮問事項）

■ **地域の核となる公園の面積**

地域に必要な公園機能を最低限確保でき、人々が集まる地域の中心的なオープンスペースとなりうる、身近な公園（地域の核となる公園）の面積

■ **地域特性に応じた公園整備**

地域毎に異なる人口動態や公園の整備状況等（地域特性）に応じた、効果的・効率的な公園整備

本日の説明内容

■ 前回審議会（8月28日）の整理

1. 方針策定の背景（おさらい）

①

諮問事項

2. 地域の核となる公園の面積

3. 地域特性に応じた公園整備

②

※進行状況により、答申素案の審議も実施します。

1 - 2. 前回審議会の整理（地域の核となる公園の面積）

地域の核となる公園の面積（おさらい） - (1)

(1) 利用者数 → 最低面積の設定は難しい

(2) 地域に必要な公園機能 → 概ね1,000㎡以上

(3) 他都市の事例 → 1,000㎡以上が多い



地域の核となる公園の面積は、1,000㎡以上

= 新たな街区公園は、標準面積が2,500㎡、最低面積が概ね1,000㎡

※ただし、開発行為（宅地造成）に伴う公園整備については、公園が比較的充足している郊外住宅地が主であることから、現在の最低面積基準500㎡のままとする。

地域の核となる公園の面積（おさらい） - (2)

■ 身近な公園（住区基幹公園）

「地域の核となる公園」

地区公園（標準40,000㎡）

近隣公園（標準20,000㎡）

街区公園（標準2,500㎡）

1,000㎡以上

1,000㎡未満（狭小公園）

策定する方針の主たる視点

「地域の核となる公園」と同等の機能を有する公園

遊戯広場を有する都市緑地、都市基幹公園等は、「地域の核となる公園」と同等に扱います。

地域の核となる公園の面積（前回の審議結果）

■ 結論

「地域の核となる公園の面積」の考え方について、事務局案を概ね妥当とする。

■ 意見（考え方に反映する事項）

- ① 利用者を増やす視点、取り組みの追加
- ② 冬季間の利用（雪置き場や子どもの遊び）の考慮
- ③ 「可能な限り標準である2,500㎡を目指す」ことを強調し、また運用面を考慮して、「概ね」1,000㎡とするべき
- ④ 「地域の核となる公園」の意味、対象が分かりづらい

考え方に反映する事項（修正点）①

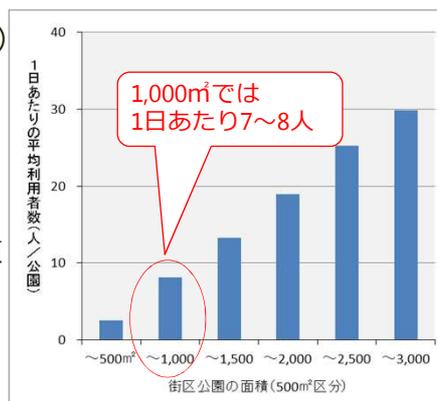
■ 利用者を増やす視点、取り組みの追加

1. 地域ニーズをとらえた整備
（ワークショップ、小学生アンケート等）
2. 小学校や児童会館等、他の公共施設との連携
（近接した配置や機能の補完等の検討）
3. 新規整備箇所に関する広報活動
（広報さっぽろ等）

補足説明（1）

■ 利用状況調査の方法

- ・ 街区公園225箇所（全体の約1割）
- ・ 平成21年8月～9月
- ・ 平日4日、日曜2日：計6日
- ・ 各日の6～17時において、1時間おきに公園内人数を目算
- ・ 計11回の人数を足したものを1日あたりの利用者数とする
- ・ 6日間の平均値を1日あたりの平均利用者数とする



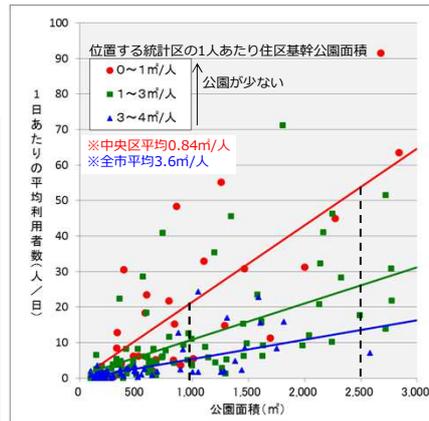
H21利用者数と街区公園面積

補足説明 (2)

■公園の整備水準による利用人数の変化

同程度の面積でも、公園の整備水準が低い地域では、利用者が多い

凡例	公園の整備水準	利用人数	
		1,000 m ²	2,500 m ²
●	極めて低い地域 (中央区等)	20人	52人
■	やや低い地域	10人	26人
▲	全市平均の地域	5人	13人



H21利用者数と街区公園面積

考え方に反映する事項 (修正点) ②

■冬季間の利用 (雪置き場や子どもの遊び)

- ・雪置き場の覚書制度 (市と町内会が締結し、公園を雪置き場として開放)
- ・雪入れの程度は地域により様々
- ・施設の破損、子どもの事故 (飛出し等)
- ・1,000m²あれば、広場と遊戯施設等を分離し、一定の雪入れに対応可能



冬季間における利用方法は、個別に地域と協議して対応する

考え方に反映する事項（修正点）③

■ 標準面積「2,500㎡」と最低面積「1,000㎡」

地域の核となる公園の面積は、**概ね1,000㎡以上**

=新たに街区公園を整備する際は、

- ① **基本的に、標準面積である2,500㎡程度の確保を目指す**
- ② **用地確保が困難な場合等でも、1,000㎡程度は確保する**

考え方に反映する事項（修正点）④-(1)

■ 身近な公園

市民の暮らしに密着した公園。

人によって対象は異なるが、主として、住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）が該当する。

■ 地域の核となる公園

人々が集まる地域の中心的なオープンスペースとなりうる、**最も**身近な公園

(=概ね1,000㎡以上の街区公園)

※前回からの変更箇所

考え方に反映する事項 (修正点) ④ - (2)

■ 方針策定の背景の再確認

身近な公園が少ない地域は、まとまった広さの用地取得が困難

→ 身近な公園の中でも、最も標準面積が小さく、現実的に整備が可能と考えられる街区公園の新規整備

前回案

人々が集まる地域の中心的なオープンスペースとなりうる、身近な公園 (=1,000㎡以上の街区公園、近隣公園、地区公園)



修正案

人々が集まる地域の中心的なオープンスペースとなりうる、最も身近な公園 (=概ね1,000㎡以上の街区公園)

前回案

- 身近な公園 (住区基幹公園)

「地域の核となる公園」

地区公園 (標準40,000㎡)

近隣公園 (標準20,000㎡)

街区公園 (標準 2,500㎡)

1,000㎡以上

1,000㎡未満

修正案

- 身近な公園 (住区基幹公園)

他の都市公園 (総合公園等) と同様に取扱う。

地区公園 (標準40,000㎡)

近隣

策定する方針の主たる視点

「地域の核となる公園」

街区公園 (標準 2,500㎡)

概ね1,000㎡以上

概ね1,000㎡未満

※近隣・地区公園を含む他の都市公園の取扱いについては、後半で説明

※方針の実態に合わせた表現の変更であり、検討フローや結果は変わらない

本日の説明内容

■ 前回審議会（8月28日）の整理

1. 方針策定の背景（おさらい） ①済

諮問事項

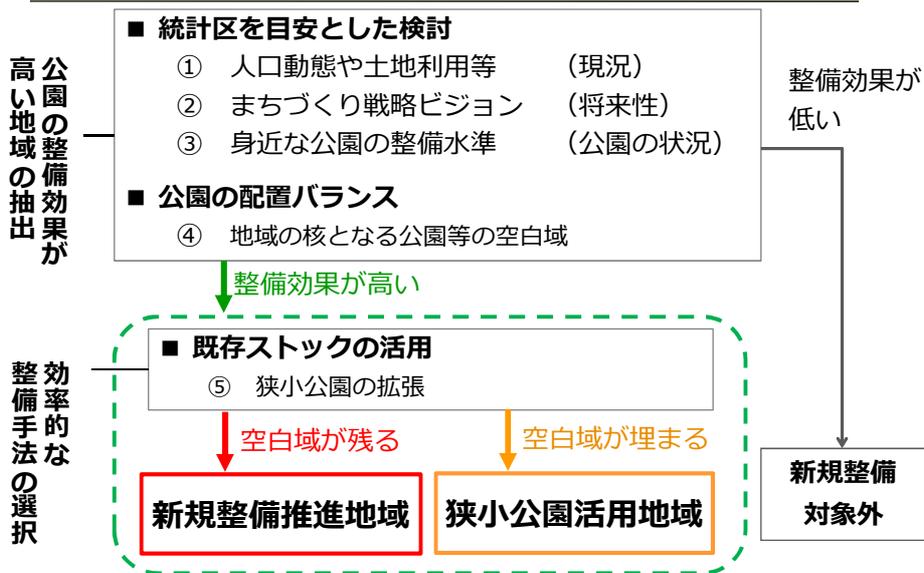
2. 地域の核となる公園の面積

3. 地域特性に応じた公園整備 ② ↓

※進行状況により、答申素案の審議も実施します。

1 - 3. 前回審議会の整理（地域特性に応じた公園整備）

地域特性に応じた公園整備（おさらい） - (1)



地域特性に応じた公園整備（おさらい） - (2)

補足事項

①まちづくりに関する面的な計画（再開発等）がある地域は、別途検討する。 ※篠路駅、新さっぽろ駅周辺地区等

②公園以外のオープンスペースも、その整備内容によっては、公園に準ずるものとして扱う。
（市や民間が設ける広場等）

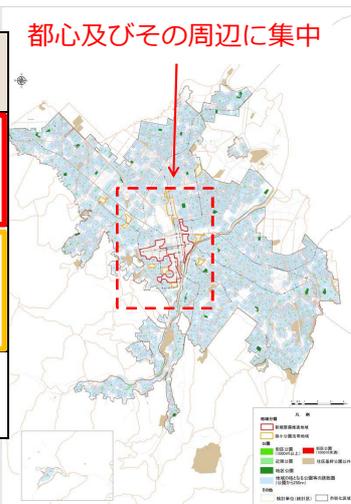


公園に準じたオープンスペースの例
「ふれあい広場あつべつ」

地域特性に応じた公園整備（おさらい） - (3)

新規整備の重要性	仮称	主たる整備手法
高	新規整備推進地域	・新規整備 ・狭小公園の拡張
中	狭小公園活用地域	・狭小公園の拡張 ※新規整備は慎重に検討
低	新規整備対象外	基本的に整備は行わない

- ・開発行為や面的なまちづくり計画の地域等は除く
- ・公園以外のオープンスペースも機能をみて考慮する



地域特性に応じた公園整備のシミュレーション結果

地域特性に応じた公園整備（おさらい） - (4)

■ 新規整備推進地域 

- ・北13条東駅周辺
- ・創成川以東地区
- ・円山公園駅～植物園
- ・市電沿線

■ 狭小公園活用地域 

- ・市電沿線 ・ JR苗穂駅
- ・地下鉄琴似、栄町、学園前、
宮の沢駅、北18条駅～北34条駅



地域特性に応じた公園整備（前回の審議結果）

■ 結論

- ・「地域特性に応じた公園整備」の考え方について、
事務局案を概ね妥当とする。

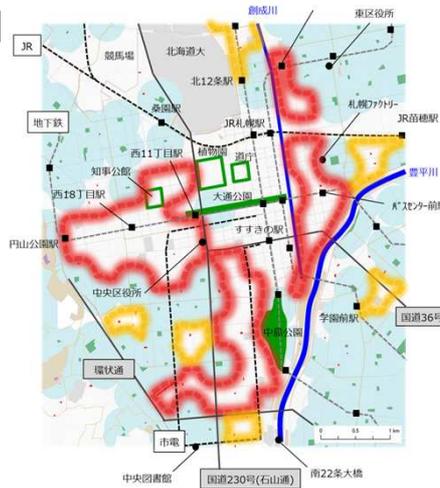
■ 意見（考え方に反映する事項）

- ① 新規整備推進地域等の範囲は目安とし、
実際に整備を判断する際は、地域の実態を精査すべき。
- ② 誘致圏を設定する場所の整理（公園全体、遊戯広場）
- ③ 誘致距離の説明（一律250mの設定）

考え方に反映する事項（修正点）①

■ 新規整備推進地域等の範囲

- 範囲  は、目安として扱う。
- 新規整備を検討する際は、改めて地域の詳細な状況を確認して判断する。



都心周辺部の拡大図

考え方に反映する事項（修正点）②

■ 誘致圏を設定する場所（表現の修正）

前回案

種別	発生場所
街区公園	公園全体
近隣公園	
地区公園	遊戯広場
上記以外	

修正案

種別	発生場所
街区公園	公園全体
近隣公園	街区公園に相当する場所
地区公園	
上記以外	

※街区公園に相当する場所

例：多目的広場や遊戯広場などのまとまっている場所

考え方に反映する事項（修正点）③ - (1)

■ 誘致距離の説明

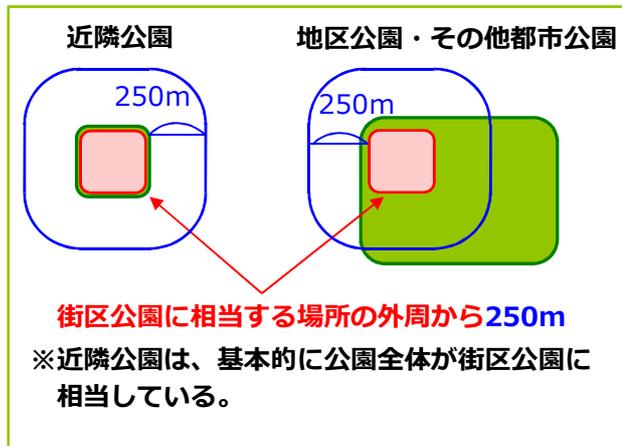
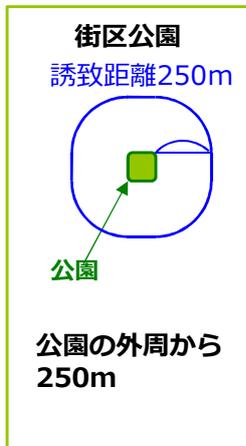
本方針の主たる視点

種類	種別	機能	
		標準面積	誘致距離(圏)
住区基幹公園	街区公園	2,500㎡	250m
	近隣公園	20,000㎡	500m
	地区公園	40,000㎡	1,000m
大規模公園 (都市基幹公園)	運動公園	150,000㎡～ 750,000㎡	都市住民全般
	総合公園	100,000㎡～ 500,000㎡	都市住民全般
そのほか・・・都市緑地 特殊公園 など			

考え方に反映する事項（修正点）③ - (2)

■ 誘致距離（イメージ図）

街区公園以外の都市公園



1-3. 前回審議会の整理 (地域特性に応じた公園整備)

■ 街区公園の例：しらかば公園 (街区公園：2,720㎡)

全景



築山



多目的広場



遊戯広場



1-3. 前回審議会の整理 (地域特性に応じた公園整備)

■ 街区公園に相当する場所の例 (1)：緑ヶ丘公園 (近隣公園：15,783㎡)

築山



多目的広場



遊戯広場



■ 街区公園に相当する場所の例（2）：常盤公園（地区公園：54,733㎡）



考え方に反映する事項（修正点）②③まとめ

- 街区公園（最も身近な公園）
標準面積：2,500㎡

「地域の核となる公園」
(誘致圏250mを設定)

概ね1,000㎡以上

概ね1,000㎡未満（狭小公園）

※街区公園に相当する場所は、公園により異なるため、個別に判断する。

- 街区公園以外の都市公園
(近隣公園、地区公園、総合公園、都市緑地など)

街区公園に相当する場所
(誘致圏250mを設定)

例：多目的広場・遊戯広場等のまとまっている場所

上記以外の場所
例：有料運動施設、駐車場、自然林など

≡